

関寛齋 関連文書 (4)

須永 忠, 齋藤美栄子

関文書の会

106 明治元年12月 日 負傷者治療の為東京へ
同行した平大病院医師・会計方名簿

(関105)

奥羽出張病院⁽¹⁾

関寛齋

府川三脊 (注 府川三省)

齋藤龍安

中村洪齋

草野得柄

澤文仲

〃弘造

大和田意仙

藤田玄壽

篠田本庵

大村公民

宮本壽碩

山内圭三

小松立介

会計方

沖山武三

附属 植村九三

付きに転じたので、ここには名前はない。

107 明治元年12月 日 平大病院閉鎖時医師
の進退名簿 (関110)

是迄通相勤居度分

大和田意仙

○藤田玄壽

○宮本壽碩

大村公民

澤弘造

山内圭三

中村洪齋

退院願出度分

府川三省

齋藤龍安

澤文中

草野得柄

篠田本庵

小松立介

(注)『日記』(156頁)によれば、この名簿は関寛齋が東京へ付き添い医師の処遇を大村益次郎に問い合わせた結果、負傷者10名に1人の割合で医師を残すようにとの回答を得、その旨を大病院の石神良策に伝えた。

(1) 表題は奥羽出張病院となっているが、これは平大病院の勤務者表である。No. 107 (関110)の医師進退名簿及び『日記』(163頁)の報奨金授与名簿の氏名と一致する。尚平大病院勤務医師の内桂静馬、中西玄隆、下山田主計、小松秀謙等は東京に行かず、平に残留しその後解散となった。因みに奥羽出張病院の医薬品、治療器具及び療養用具類を江戸にて苦勞して調達した薩摩藩医 安楽養清は関寛齋の助役に任ぜられたが、9月三春の総督府

108 明治元年12月10日 軍務官応接方より関
寛齋宛 (関68)

御用之儀有之候条、明後十二日巳ノ刻⁽¹⁾参官可被
致候事

十二月十日

軍務官応接方

関寛齋殿

(1) 巳ノ刻 午前10時.

(注) 関寛齋は12日総督府に出頭。大総督^{あり}有栖川熾仁親王に拝謁し、褒詞と綾帛を下賜される。『日記』（163頁）によれば同日No. 106（関105）記載の平大病院医師（関寛齋を除く）及び会計方に対し褒賞金7両及び酒肴料が下賜された。

109 明治元年12月11日 古川高三より関寛齋宛 (関69)

拝見、昨日幸便ニさし上候品は中身斗ニテ、外飾は一向之もの上出来相見え申候間、御注文ニハはつれ居候、今朝猶参候積之所御使問合兼候、参り次第為持上可申候、外ニ先夜御覽被成候ダルマ栗形チトヲモシロシ、祐定大安売四両斗にまけ出申候、誰ぞ買手ハ無之哉、御序為持上候、いつれ明日御出局拝顔可申上候

昨日頼置候吸玉カラススホイト

十二月十一日

高三⁽¹⁾

寛齋様 御受

(1) 高三 古川高三。経歴は日本医史学雑誌第67巻第1号 関寛齋関連文書(2) No. 41（関3）に記載。『日記』（177頁）に明治元年12月頃東京大病院医師配置として器械方頭取古川齋三とあるが、これは古川高三ではなからうか。

110 明治元年12月12日 茅原久之助、山根留之介より関寛齋宛 (関125)

目録

一、備前国康光作 刀身 壱本

一、御樽肴

以上

進上

(注) 『日記』（173頁）によると茅原久之助、山根留之介よりの贈物である。藩名不明。

111 明治元年12月 日 関寛齋より総督府会計方宛 (関70)

十月下旬磐城平御引揚ニ付兼て磐城ニテ御雇上ニテ病院え出勤為致候附属医師道中手伝トシテ召連候、右之節俄ニ出立、且は彼是指支も有之候旨も申出候得共、御用支ニも相成候事故強テ申聞、今度出府為致候、右出立之節諸入用トシテ寛齋え被下候月給之内より壱人ニ付金五両宛相渡置事故、右金子御渡下被下候様奉願候、以上

辰十二月

関寛齋

112 明治元年12月 日 関寛齋より総督府会計方宛 (関71)

覚

一、金八千三百二十九兩三朱ト鏝三百五文

右は当辰六月奥羽出張病院御開之節より同十一月御引揚迄之諸御入用金如斯ニ御座候ニ付、為念此段も申上置候、以上

辰十二月

関寛齋

113 明治元年12月 日 (関72)

No. 112（関71）と同文に就き略す。

114 明治元年12月 日 関寛齋より太政官宛？ (関73)

且⁽¹⁾、私儀磐城平出立節より精神鬱々耳鳴悸動等相発、引続き同様ニ付、一応御暇相願養生仕度候間、此段宜敷御評儀可被下候、以上

辰十二月

関寛齋

(1) 前文が欠損している。

(注) 関寛齋は米穀回送船に乗り12月20日徳島に帰国した。慶応4年1月第13代藩主蜂須賀齊裕の死去を看取り、そのご直ちに新藩主蜂須賀茂韶^{もちあき}に従い京都より江戸に向かい、上野彰義隊の負傷者治療、奥羽出張病院頭取の重責を果し、凡そ1年後の帰国である。

115 明治元年12月 日 知学事より医学校範則の達し (関139)

学校範則

医ハ司命ノ職ニシテ其任最至重也、実ニ学業精覈ナラサレハ健康ヲ保全スルノ義、疾病ヲ治癒スルノ理ヲ知ルコト能ス、然ニ皇国古来未タ医道ヲ教ル定則ナシ、歴世学校ノ設アルモ定則ナキヲ以て医業大成スルコト難シ、今般大政御新興之折柄、医ハ司命ニ関スル重大ノ職ニシテ、御政中欠ク可ラサル一科ナルヲ被思召、新ニ医学学校御創立被為在候、実ニ皇国医道始テ興ルノ秋千古ノ美事、深ク御主意ヲ体認シ奉リ、万国一般精覈ヲ極、大成ヲ遂候様各奮励可有之事

一、廉恥ヲ尊ヒ礼節ヲ重スルハ士ノ恒タル勿論ニ候得共、医士ハ人命ヲ護リ仁術ヲ執ルノ官トナレハ、殊ニ恭謙ノ風ヲ重シ、苟モ僥濫ノ所業有之間敷候事

一、入学ハ二、七日ヲ限り候事

一、入学ノ生徒少年ノ輩ハ小学校ニ入り、学科順序ヲ逐ヒ了リ候後大学校ニ入、終ニ成業ヲ遂ク可シ、故ニ五年ノ間留学猥ニ退校帰省ヲ免サス、然トモ晩学ノ徒ハ大学校ノ学科ヲ経ル余暇ナク候故ニ、直ニ大学校ノ学科ヲ脩、病院ニ就テ実験シ、早ク其要旨ヲ得ルコト専務タル可キ事

但留学相不済中無扨退校帰省相願候者ハ仔細取札候上相免事

一、等級ノ進退、毎月会読之優劣ヲ以て相定候コト
一、毎日休業之外時刻間登校、日課ノ通り堅ク相守、無懈怠可致精励事

一、入寮生徒ハ寮則ヲ敷敷相守リ総テ舎長ノ令ニ随ヒ候事

一、精勤進学ノ者年未取詞ノ上褒賞下賜候、尚又学業成達ノ者、其分ニ応シ御登庸有之候事

一、校中ノ範則ヲ犯シ不行状輩ハ嚴重ニ相当ノ罰ニ処、尚不改数度及ヒ候其藩、其支配ニ申達シ放校申付候事

但令放校候上ハ終身医業支留候コト

一、学製規則等之儀ニ付存寄有之候者ハ無忌憚可及建言候事

右之条々嚴重ニ可相心得候者也

知学事⁽¹⁾

(1) 知学事 慶応4年6月昌平坂学問所(儒学

を主とした学校)が復興され、其後「昌平学校」、「大学校」と呼ばれ、医学校も併設された。明治元年12月知学事・判学事や頭取・教授などが置かれた。初代知学事は土佐藩主山内豊信(容堂)で、文部大臣級の人物が就任したと考えられる。

116 明治2年1月5日 篠田本庵より関寛齋宛

(関76)

乍恐以鴻便奉呈寸毫候、其後御無音ニ罷成候処先以先生御首尾克御帰国之上御目出度御迎陽被為遊候御義と乍蔭一同奉寿賀候、次野子共旧冬十六日出立にて廿一日着、無事加陽仕候、御平慮可被成候、扱御発駕之砌は御別袖も親ニ不仕十六日朝大和田老人、先生御屋鋪赤坂迄参上之処、帰宅無之内野生義出立仕、終ニ御乗船之御様子も御見立不仕、甚以残情不遇之候、乍去大病院御開以来御引揚迄十分無此上御首尾合誠ニ御厚篤之御事ニ候得は、定て海陸共御健剛之御事と乍蔭奉寿候、尤正月朔旦大和田老人帰路ニ平瀉一泊ニ相成粗御噂承知仕候、嗚々御家内様方にも長々之御心配御解念にて御満足之御対顔御恐悦之御義と乍蔭御噂仕奉悦入候、扱野子等帰路之処も兼て先生御道中十分之事ニ御座候得は聊無煩帰宅仕候、殊ニ往返共ニ大病院通行之噂高大ニ相聞へ野子等ニ至まで実以奉仰余光候、中々方今之事ニいたし先生之御供にも無之候てはケ様之仕合決して向來不及事と奉存候、盤城平杯も御引揚後は聊御滞在中之振合更ニ無之事之趣、併し民政局は今以御立置之由ニ御座候、扱又野子共之義別て盤城御滞在中不及申東京府御供迄被仰付、長々御指南頂戴、殊ニ御懇情之御恵ミ容易ニ筆端ニ難尽候、縦令多年之随從ニ候共中々不及事と家内一同朝暮申暮候、折々病院出入□打会候共先生御厚篤之御噂御仁恵之余光ヲ請候斗、外ニ話も無之平表杯も御出駕後矢張左右之由承居候

一、帰宅早々先生御懇情之段当陣屋奉行へ了解候、別て中西氏⁽¹⁾之事も無相違申届候、追ていつれニ敷振合も可有之候

一、酒肴料渡し残之分連名中へ無洩急度相渡申候、一同難有頂戴御礼申上候、追て銘々より御

礼可申上候

- 一、先生え軍務官より頂戴御目録の写、当地中西、小松⁽²⁾、下山田⁽³⁾一同為吹聴忝枚ツ、相渡、余は平表えも差出し申候
- 一、写真之御肖像私頂戴之内忝枚中西氏へ遣し、おかの忝枚頂戴、余分之内貫受、下山田えも遣し一同拝眉之積ニ仕、長ク御懇情不相忘様仕候
- 一、フロイセン⁽⁴⁾メンサン糸⁽⁵⁾頂戴之義も少々ツ、配分仕、平えも遣之申候
- 一、帰路之節竹原宿角伊勢屋え止宿仕、仰通り加納良貞老子息良齋子へ急度御伝声之所申届呉候様申聞置申候
- 一、御登り之節助川御旅宿え相尋候宮田宿菊地泰助方えも御口上申聞、其砌銘酒との御ほめ被為在候事且府中銘酒より宜との道中御物語と申解一同被悦候
- 一、おかの義、天朝より御褒美頂戴ニ相成候由、尤同人物此迄ニ四人のミ外ニケ様之仕合無之由帰宅之節大和田老人物語ニ御座候
- 書外心中多端ニ拙筆難走只々幸ヒニ再顔之節と一函ニ祈居候、追々後便ニ可申上候、未得御意候得共御全相様え宜敷御鶴声可被成下候、且篠原慎吾様えも宜敷申聞可被下候、略毫如斯ニ御座候、恐惶謹言

正月五日 平潟湊 篠田本庵 拜上
阿州徳嶋住吉嶋長永
関寛齋先生 御侍者衆中様

- (1) 中西氏 中西玄隆. 平大病院医師.
(2) 小松 小松秀謙. 平大病院医師.
(3) 下山田 下山田主計. 平大病院医師.
上記3名は東京へは行かず平に残留した.
(4) フロイセン 欧州プロシャ国. 後に統合してドイツ国となる.
(5) メンサン糸 めんざんし 綿撤糸. 傷口を清浄にし、保護する綿糸（後年の脱脂綿）のこと.

117 明治2年1月末頃？ 澤快然・草野得柄・大和田意仙より関寛齋宛（関75）
春光之御慶千里同風日出度申納候、先以御安康御超歳被為遊恐悅至極奉存候、先は年頭御祝儀為可

申上呈愚礼候、恐惶謹言

正月

澤快然⁽¹⁾

草野得柄

大和田意仙

関寛齋様

旧年中は一方ならず御厚情被成下難有奉多謝候

- 一、道中無滞極月⁽²⁾朔日帰着仕候、其後不取敢御礼書状可奉呈之処、彼是取紛延日ニ相成、其内鈴木台平出府之模様御坐候故、相託可奉呈之心組ニ罷在、則此節出府ニ付越宗まで相託差出申候、延日之段御海容奉願上候
- 一、旧冬民政局え被召出別紙之通被仰付候処、正月十二日当局御廃止ニ相成、岩男始メ諸役向不残引払申候、[同月/廿二日、引払/なり]、其後は笠間藩にて管轄仕候様相成申候、西洋不向之家風嘆息仕候
- 一、其後は諸藩引払笠間番兵少々のミ、市中□然と相成申候
- 一、大村玄齋当月五日発卒中死去仕候
- 一、山内宗春極月十日頃よりコールツ⁽³⁾にて今以平癒ニ相成兼罷在申候

(1) 澤快然 澤（伊東）文仲の別称か、

(2) 極月 12月. No. 116（関76）によれば、大和田意仙の帰国は1月1日. 12月は書き誤り.

(3) コールツ 風邪のこと.

118 明治 年4月3日 徳島藩執政より関寛齋宛（関79）

其方嫡子生三⁽¹⁾儀、西洋医術為修行東京へ被遣候、用意調次第発足可罷越旨被仰出候条可被得其意候、以上

四月三日

（端裏書）

♠

関寛齋殿

執政

- (1) 生三 しょうぞう 関寛齋・アイの長男. 安政元年上総国（千葉県）山辺郡前之内村に生まれる. 医師. 徳島にて医院を開業. 徳島孤児院を設立し社会事業に貢献. 関寛齋が死去した5ヶ

月後の大正2年3月没。享年60。(1854-1913)

119 明治2年4月11日 小佐々俊一郎より関寛齋宛 (関5)

一翰拜呈仕候、其後ハ御無音罷過候処、愈御安泰珍重奉大賀候、然ハ先年ハ不容易御厄介ニ罷成難有奉存候、御蔭を以平愈仕、今比ハ文武之執行も少々ツ、ハ出来仕、只管大兄之御厚恩奉仰候、此節ハ御同藩様御立寄被下大慶不勘、右ニ付一封御預ケ申上候故、何卒御落手可被下候、余ハ御同藩様より御聞取可被下候、右ハ御礼旁如此御座候、以上

四月十一日 小佐々俊一郎⁽¹⁾
関寛齋様

(1) 小佐々俊一郎 以前宮原俊一郎と称す。大村藩小隊長で上野彰義隊との戦いで負傷し神田三崎町にある講武所で関寛齋の手当を受ける。その後平城戦争に参加。明治になり軍医として活躍した。

120 明治2年6月 日 行政官より関寛齋宛 (関80)

関寛齋

昨年賊徒掃攘之御軍事尽力之段大義被思食目録之通下賜事

己巳六月 行政官
金百両

(注) 同時期同文にて「白河口」の傷病兵治療に当たった佐藤進も100両下賜された。

121 明治2年6月 日 行政官より関寛齋宛 (関81)

No. 120 (関80) と同文に就き略す。

122 明治2年 月 日 関寛齋の徳島医学校・病院設立建言書下書き (関136)

(付箋 異筆にて寛齋自筆と記す)

人命ハ至テ重シ、自ラ其ノ衛ル処ノ者ヲ具ス、故ニ疾病ニ臨ンテ重切ニ其身ヲ愛護スル事他ヨリ間

然スルコト能ワサル所ナリ、夫ノ滋養物ヲ好テ其勞ヲ補ヒ輕暖衣ヲ欲シテ其ノ躰ニ適スル等、外ヨリ合スルヲ待タサル所是ナリ、是以服薬治療其実効アルヲ好ミ虚名ヲ嫌フモ亦其自然ニ出ル所ナリ、皇国ノ医道ヤ大古大汝、少彦命⁽¹⁾ノ神法有リト聞ケトモ、中世漢方ヲ伝ヘテ先朝ニ於テ専ラ之レヲ弘通シ玉フ所ヨリ、惜哉神法自然ニ滅滅シ今ニ至テ明ニ知ル者ナシ、爾來漢ニ擬スル医流ニ於テハ書籍ニ富ミ方劑精究スルカ故ニ、名家博識続々トシテ尋テ其实効ヲ驗スルニ由テ人々其ノ信スル所以ヲ、近時洋法ヲ唱フル者ハ、其説ノ博大緻密ニシテ海外諸国ニ普通シテ、其長スル事有ルヲ識テ從事スト雖、或ハ其ノ書ヲ読ムコト能ワス、或ハ器械ニ乏ク且ツ学習ノ日浅キヲ以テ其熟スル事少シ、漢方ハ其説迂遠粗漏ノ事アリト雖、其ノ習熟スルコト事多キヲ以テ人ヲ活ス事多ク、洋方ハ其ノ説特通精微ヲ尽スト雖、其熟セサルヲ以テ人ヲ活スコト少シ、其ノ得失アルヲ以テ病者ニ於テモ自ラ好悪アル所以乎、嘗テ或人ニ聞ルニ僅ニ存スル大古神遺ノ十数方間ニ偶洋方ノ行フ所ニ似タル者アリ、是他ニアラス少彦命ノ遺教遠西ニ伝ワリテ今日隆盛ニ至レルナラント、果シテ然ハ漢洋優劣ヲ論スルハコレ他ニアラス、漢ハ只先入主ノ勢無キニシモ非ス、洋モ亦習熟至ラサル所アルナルヘシト云フヘシ、今般貧病院御開キニ相成候付テハ本ヨリ民生ヲ養フハ事第一ノ儀ニ有之候間、其熟スル法ト人々好ム処ニ応候事可然奉存候、依テハ先ツ習ヒ性トカ云フヘキ人々、好ム所ノ漢方病院ヲ盛ニ御開キ被成方宜敷様奉存候、扱又朝廷及ヒ諸藩ニ於テモ洋方病院開キ有之候間、洋方病院無之候テハ御藩制ニ於テ如何可有之乎、其ノ上後進ノ妨ニ相成可申候間、洋方病院ハ仮リニ少ク御開相成、追々他方修行人罷歸候ヘハ、且両病院ヲ御開キニ相成居候事故、各競テ其分ヲ尽シ候様ニ相至リ可申、左候ハ、熟ハ益々熟シ、不熟モ追々ト熟セスル場ニ進ミ候上ニテ、熟不熟ト便不便トニ從テ一方ノ病院ト相定メ候事可然ヤ一、漢洋共病院御開キニ相成候節ハ各其純粋タル法方可然等奉存候、折衷ハ其害延テ生徒ヲ迷ワシ只其効ヲ見テ其ノ害ヲ知ラス、譬ヘハ漢方ニテ洋薬ヲ用ユル時ハ実多利私⁽²⁾ハ災後ノ水

脈管大進ヲ防クヲ以テ、先般ノ水腫ニ効アルヲ見テ虚性ノ水腫ニ害アル事ヲ知ラザルカ如ク、却テ害ヲ招ク事多キニ至ラン乎、洋方ニテ漢薬ヲ用ユルニ於テモ此ノ弊多キコトアラン乎、依テハ漢洋共病院ニ於テハ是司療共純粹ノ者ヲ御撰ニテ診察セシメ、生徒モ亦各其ノ好ム処ニ任セテ其ノ道ニ入ラシメ、純粹ニ其ノ道ヲ守張セハ、後來各其熟スル所ニ進ミ実用ニ充テ、軍事ニ於テ急速御用立候事ト奉申候、依病院中ニ漢洋共ニ教授ノ方ヲ設ケ生徒ヲ導キ、進学ノ階級ニ從フテ病院ノ役々ヲ命シ候ハ、生徒モ目的トスル所アルヲ以テ進学モ速取可申候、且ツ病者ニ於テモ漢洋両方合一シテ目的ヲ失シ、不信仰ノ洋方ノ診察ヲ請候ハ如何可有之乎、且諸事混雜セハ後來豊橋・岡崎兩藩ノ如ク休院ニ相成候テハ恐入候次第ニ御座候間、初ヨリ親実ヲ要シ疎遠ノ弊出来不申候様肝要ニ奉存候

- 一、病院御開之上ハ世禄ニ係ハラズ市在医共实用ヲ以テ御撰被仰付、次第ヲ以テ夫々月給被下置、他局え兼勤仕候儀ハ御指止メ被仰付度、左様相成候てハ自然疎遠ニ相成、病者不信仰ニテ相及可申候間、一向ニ病院御用耳相勤候様肝要ニ奉存候
- 一、輕便实用ヲ基トシ院長初メ司療共其分ヲ尽サシメ左之人員御定被仰付度候、以上

おおもむなし すくなびこたのみこと
 (1) 大汝、少彦命 大汝命（大國主命）と少彦名命の2人の神。古事記に記された神々。2神は協力して国土の経営に勤め、医薬・豊穰・健康の神とされる。

(2) 実苺多利私 強心・利尿作用を持つ薬草。digitalis.

(注) 本書簡には多くの箇所に加筆、削除がある。

123 明治2年8月 日 静岡病院規則（関126）
 病院規則

- 一、毎日講義生徒教導之事
- 一、始て診察願出候は御役名宿処姓名相認候手札差出可申事
 但シ市中在方より願出者は本人手札之外引請

人手札相添差出可申事

- 一、葉種料之儀は毎月晦日上納之事
- 一、仮病院之儀は御場処手狭ニ付寄宿病人は預リ不申候得共、外療施術後等模様ニ依テ臨時一二泊為致候事
- 一、願出候病人は掛リ之医師一同立会診察相診之上配剤致候事
- 一、察向急病之外は診察調合毎日九ッ時⁽¹⁾限之事
 診察処定書之二

- 一、当番之者毎朝^(ママ)瞭替リ交代之事、出日当番は出勤之上、明ヶ番之者前日之御用向逐一申送り、処剤録日記并薬室鍵等手渡し候て退出可致事
- 一、当直中廻診之節は石井廣平ニ申談、不在中病用及調合等差支無之様致置、且出先申置之事
 宿番は三等以下老人宛之様子

一等は病院頭、同並学校掛之次、一等は六百五拾兩、並は四百五拾兩、奥勤は百兩宛、二等三百七拾兩、同並三百式十兩、三等式百七拾兩、是迄は私療ナシ、三等同並式百式拾兩、是より以下私療勝手ナリ、無級百五拾兩、各処行病院組頭百五拾兩、同調役七拾兩

按摩、産婆、薬店心得之事

- 一、按摩、産婆之儀は手術專一之事ニ候間、調合配剤等決て不相成候事
- 一、薬店調合配剤不相成候事、売薬之丸散丹圓類、家伝、師伝、秘方、夢想ニ不拘総て薬品分量等、逐一相記シ差出シ可申事、抑葉種之儀は功能有之候丈ヶ其害毒不少候ニ付、誤用致候時は不容易大害ニも相成、殊更近年舶来之西洋薬品精煉諸剤之類、猛劇之者不少候ニ付、別紙品書之分は素人より如何程懇望致候共、病院より之免許状処持不致者えは一切売渡シ不相成候事

尤、免許済医生姓名書は前以為心得相渡置可申事

右屹度相守可申候、若シ違背之輩於有之は嚴重ニ過料可申付候事

明治二己巳年八月

静岡病院

御規定之趣委細奉畏候、調印仕候、以上
 按摩 駿州何郡何駅何之誰
 産婆 年齢

薬店

医業免許規則

医業之儀は不容易職務ニ付學術練磨之者ニ非サレハ難施行事ニ候故、朝廷ニ於ても近来厚御世話被為在、随て当般相定之ヶ条左之如し

第一

病院より差出候御国章有之免許証書所持不至者は御管轄地ニおいて開業不相成候事

但シ駿州富士川以東、富士駿東二郡之者は沼津病院より証書乞受候事

第二

學術之精粗功拙ニ抛り甲乙丙之等級相立候間、毎年一回ツ、病院え罷出検査ヲ受可申、追々熟練致し御用ニも可相立者は夫々御採用可相成事

但検査之儀は毎年二月朔日より晦日迄ト相心得可申、若病氣等ニて二月中罷出兼候者は八月中罷出可申、等閑ニ打過三ヶ年引続不参之者証書取上ヶ候事

第三

証書請候節、為束脩老人ニ付金五百疋御場処え上納之事

但初回は丙科タリトモ次回乙科或は甲科ニ進候者は証書認書可相渡ニ付、登級之節矢張初回之如く筆墨料上納可致、右証書之儀は御國章も有之儀ニて修方大切ニ処持可致は勿論ニ候得共、万一火盜等ニて紛失致候節は其趣早々可出申、左候ハ、再証書相渡可申候得共、過料上納可申付事

第四

本人死去致候ハ、其最寄医生或は親類等より其地支配筋え申出、証書返納可致事

第五

医生集会致候節、甲乙丙之科目ニ準シ席次相立候事

但同科ニ候ハ、免許年月之前後ニ準シ同年同月同科免許之者は年齢之長少ニ随ひ可申事

第六

医業ニ関リ候著述有之者ハ早々差出可申、家伝師伝又は自分試験発明之妙法奇薬之類一々精細ニ書出可申事

第七

免許証書処持不致候て調合配剤致候者は見当次第薬品勿論調合道具類不残取上ヶ、品ニ寄過料申付候事

右之條々屹度相心得可申事

明治二己巳年八月

静岡病院 (丸印)

(1) 九ツ時 午後12時.

(注) この静岡病院(院長林^{つな}紀)の規則書は関寛齋が徳島藩医学校設立の為、各地の医学校、病院の規則を取り寄せたものの一つである。関寛齋は大阪医学校の規則が優れていると判断し、それを参考にして徳島医学校規則を作ったと云われる。

124 明治2年9月 日 徳島藩庁知政所よりの達し (関131)

規準

一、今般医学校兼病院被召建候ニ付ては原書訳書修学之為寄宿外来之面々何れも謙遜礼讓を専にし無懈怠勉勵可有之事

一、脩学之面々定科之順序を踏精々勉強之事

一、局内年齢之長幼を論せず學術之甲乙を以可令進級事

一、出席之面々定刻前上堂集会之事

一、朝九字⁽¹⁾より十字迄講義之事、但質問之儀は終講之上糺問之事

一、昼一字より四字迄授讀之事 以上

右之通規則被定置候条堅固可相守者也

巳九月

知政所⁽²⁾

入院規則

一、入院之面々は万事教師并当番医師之命ニ違背有之間敷事

一、入院之節は願書調役へ指出聞済之上可為入院事

一、病室へ武器之類持入事一切無用之事

但士族之分は入院之節調役へ相渡し、出院之節可相請取事

一、居間之儀ハ当番医師之指図に従ヒ自己転居一切不相成事

一、病室歌舞は勿論高声禁止之事
 一、患者為見舞差越候者止宿一切不相成事
 一、患者飲食之儀ハ一々当番医師え聞合可有之事
 一、出院之節ハ当番医師より免書相⁽³⁾ 調役へ可
 差出事

右之通被定置候間、若不守之者於有之ハ早速退院
 可申付事

知政所

- (1) 九字 この当時九時を九字として通用した。
 (2) 知政所 徳島藩庁のこと。
 (3) 空欄である。受の脱字か。

125 明治2年 月 日 徳島藩仮病院職務表
 (関 133)

仮病院分職

院長	関寛齋
司療兼種痘惣裁	武田玄禮
当直兼書記書物	
器械懸り	寺澤泰順
当分 副役	板東文機
附属	砂子秀二
当直兼薬室懸り	山口玄成
当分 副役	村上愿造
附属	後藤龍齋
若江純泰	
当直兼俗務懸り	増田玄達
副役	宮崎彦倫
附属	新居純策
当直兼兵隊医長	藤本文策
副	多賀忠造
同	井上源貞
種痘鑑定方	井上不鳴
種痘方	附属 森瑞亮
同	猪子秀庵
会計懸り	式人

126 明治3年3月15日 草野得柄・大和田意仙
 より関寛齋宛 (関 78)

春光之御慶千里同風芽出度申納候、先以御機嫌克

被遊御超歳恐悦至極ニ奉存候、先ハ年頭之御礼申
 上度如斯ニ御坐候、恐惶謹言

正月

草野得柄

大和田意仙

関寛齋様

尚々時節相送候得共申上候

二白

旧冬は連名之御書翰被下難有拜見仕候、其後不
 取敢御返翰可奉呈之処、延引之御海容奉願候、
 扱其後は平城も旧領主婦城ニ相成昨冬以来西邨
 屋隠宅仮病院ニ相成、漢蘭混同之病院出来仕
 候、意仙も春以来出勤仕候、然処二月十八日出
 火出来、五丁目新川町残候のミ、其余は残無焼
 凶、意仙立之まゝ正源寺、又吉等も類焼仕候、
 殊ニ昨年は稀成凶歳、一同困窮罷在候処、其上
 火災、人心如何御坐(候)哉歎息仕候、得柄杯
 も此節半扶持位之事ニ被減難渋之事ニ御坐候、
 文中⁽¹⁾・本庵⁽²⁾ニも春来一面会も不仕、静馬⁽³⁾
 類焼、是又立之まゝニ相成、右之面々ニも相談
 之上書状可奉呈之処、右之次第不能其儀候、西
 村屋老人此節白川縣⁽⁴⁾出勤、准史生⁽⁵⁾相勤申
 候、是又留守中之火災ニて土蔵式戸灰塵ニ相成
 候間、楽之書籍等も失候事奉存候、仙台産之紙
 布⁽⁶⁾、乍些少奉呈度粗品ニは御坐候得共御笑納
 被下候は難有仕合ニ奉存候、先は御無音申訳
 傍申上度如斯ニ御坐候、匆々頓首

三月十五日

- (1) 文中 泉藩医師 澤(伊東)文仲。
 (2) 本庵 平潟町医師 篠田本庵。
 (3) 静馬 医師 桂 静馬。
 (4) 白川県 白川県は明治2年8月7日磐城國・
 岩代國(福島県)に置かれた県で、4年11月
 2日福島県に統合され廃県となる。
 (5) 史生^{ししょう} 公文書の清書、複写等の雑務に当
 たった下級官吏。
 (6) 紙布^{しふ} カジノキなどを原料とする和紙を千
 鳥状に細長く裁断し、一枚の紙を一本の長い
 こよりにして織物にしたもの。宮城県白石の
 紙布は江戸時代から白紙布として知られ、主
 に女性の夏の衣料に用いられた。

127 明治 年7月12日 小林銀二郎より関寛齋宛 (関4)

尊翰拜聞仕候処益御勝常奉恭賀候、扱昨年来御療治を戴御底にて全快難有奉存候、俸半之助儀も過日東京より罷歸申候、早々始終之御礼旁差上可申所兼て彼地より脚氣にて相勝不申、其上学□も有之、いまた御無沙汰申上居候、將又結構之御品御恵投被下置御懇志之至何とも畏縮之仕合、尚其内拝趨万御礼可申上候、先不取敢御請迄如此御坐候、草々頓首

七月十二日

関(欠)先生

小林銀二郎 拜復

128 明治3年7月 日 徳島藩医師職務及び給禄表 (関127)

御医師給禄勤向勤中禄共

一、院長診	五人ニ拾石勤中五拾石 関寛齋
一、司療診	給禄三拾石 板東策庵
一、司療診御番	同四拾式石式斗 武間張庵
一、司療診御番	五人ニ拾石勤中三拾石 富永晋齋
一、司療診御番	右同断 寺澤道栄
一、司療診御番	右同断 井上肇堂
一、司療診御番	給禄五拾石 賀川玄道
一、司療薬品器械方	右同断 増田玄達
一、司療洋方医学頭	五人ニ拾石勤中三拾石 武田玄禮
一、漢方医学頭	五人ニ拾石 多賀荘順
一、司療試補洋方教授	給禄五拾石 奥津春機
一、司療試補洋方教授	五人ニ拾石 寺澤恭順
一、司療試補	

漢方教授診御番	岡玄章 ⁽¹⁾
一、本草教授産物方	給禄五拾石 長井琳章
一、漢方教授	五人ニ拾石出仕中五拾石 斎藤通玄
一、司療試補書記司籍診御番	給禄五拾石 藤本文策
一、司療試補書記司籍診御番	五人ニ拾石 佐野安齋
一、司療試補薬品器械方診御番	五人ニ拾石 山口玄威
一、医院管事	給禄五拾石 宮崎彦倫
一、医院管事	五人ニ拾石 立木道張
一、本草教授助役産志御用	五人ニ拾石 小原栄造
一、	給禄三拾石 唐取秀健
一、東京在番	同 五拾石 下瀧春庵
一、庸安 ⁽²⁾ 不参中	同 五拾石 先山秀碩
一、	五人ニ拾石 砂子秀二
一、	右同断 亀井龍庵
一、	右同断 下瀧機庵
一、	右同断 新居純策
一、	右同断 山内弘達
一、御用ニ付須本之罷越	右同断 村上愿造
一、	右同断 菅雄齋
一、御用ニ付須本之罷越	右同断 伊月柳安
一、	右同断 後藤龍齋

一、 戊辰鑑乗組 右同断
 村田庸安
 一、 右同断
 森瑞亮
 一、 院長支配生涯式人御扶持方
 馬嶋俊造
 合 三拾六人

以上

明治三年七月

- (1) 岡 玄章の給禄書き落とし。
- (2) 庸安 村田庸安のこと。

129 明治3年8月25日 司療一統より関寛齋宛
 (関45)

一筆啓上仕候、朝夕は漸々秋色相催申候処、先以尊堂益御安寧珍重ニ奉存相喜候、陳は先達ても御渡海之御砌も度々奉得拜話、満悦無限仕合ニ奉存候、以来貴地ニても定て病院追々御盛大ニ御開ニ相成可申候御義と、誠ニ下万民迄も莫大之御仁恵と返々も奉存上候義ニ御坐候、扱て先達て爰許へ御渡海中ニも其請より薄々御嘶仕候得共、斯と御差図も相成不申候由、余義ニても無御坐、兼て爰許由良浦⁽¹⁾ニは近来士族も段々被遣置御坐候処、右往医も甚乏御坐候処より御手当医師は無御坐候処、同処住居ニて真野其仲と申者、当時御手当医師ニ被仰付度、且右勤中は三人御扶持被下候様、当夏引除^(マツ)司計^(マツ)従事ニ申出候処、其後右者病死仕、尚更由良浦ニは医師も乏敷候義、士族始老統ニ甚困却仕候趣ニ付、右其仲病死後は爰許ニて老同へ中筋村ニ罷在候郷医師中尾実庵と申者、内外共相応相心得可申候者ニ付、此者へ由良浦御手当医師ニ申立候ては如何御坐候義、右之段篤と御相談仕候間可然御差図奉願上候、尤右之処ニて御聞置被遣候得は、爰許ニて司計へ申立可仕、既ニ岩屋浦ニは平松周輔御手当医師へ岩屋始士族より申立、右被仰付罷在候事故、我局より只今申立も仕不申候節は岩屋同断、由良浦士族より申立も可仕義之評も御坐候ニ付、旁前願相伺度可然御申聞、貴答奉待入候、先は右之段迄縷々為可得貴慮如此御坐候、恐惶謹言

八月廿五日認 司療老統 各拜
 院長様

二白、時下追々冷氣相催可申候間、千金御手当御專一ニ奉存上候、尚万々後音ニ相讓可申上候、以上

(1) 由良浦 淡路島の東南岸にある地名。奈良時代、淡路島内官道として南海道が由良浦から福良浦（淡路島南端）へ約30 km整備され、江戸時代になると道の整備は、淡路島を領有していた徳島藩が担った。尚岩屋浦は淡路島北端にある地名。明治9年8月淡路島は兵庫県に属する。

(2) 司計 主計局司計課。決算取りまとめ、作成、予算執行の調整を行う。

130 明治3年10月 日 徳島藩庁より関寛齋宛
 (関113)

関寛齋

学校一等教授申附候事

分課医学

[庚午/十月] 徳島藩庁

131 明治3年10月 日 関寛より徳島藩庁大属宛
 (関114)
 覚

私儀此度藩制御改正之儀ニ付、過日医院官員取調之上申上候て既ニ官員之仰出ニ相成候処、従前取調方不手詰之廉も御坐候ニ付、再御評議奉願候段重々奉恐入罷在候、依之進退之儀如何相心得可申哉御指図被成可被下候

月 日

関寛⁽¹⁾

大属⁽²⁾ 御中

(付札)

関寛

伺之通謹慎申附候事

[庚午/十月] 徳島藩庁

(1) 関寛齋は明治3年10月13日関寛^{ゆたか}と改名する。

(2) 大属^{だいさかん} 明治官制で8等の位である。

(注) 徳島藩職位官禄改正に医師の官禄が洩れていたのを関寛が指摘した為、伊吹小参事の怒りを買った。

132 明治3年10月 日 徳島藩庁より関寛宛
(関117)

関寛

伺之通謹慎申附候事
庚午十月

徳島藩庁

133 明治3年11月 日 徳島藩庁より関寛宛
(関115)

関寛

其方儀去ル朔日病院開局之節、官長え対不都合之及挙動候段不心得ニ付職務指免謹慎申付候事
庚午十一月 徳島藩庁

(注) 11月1日病院開所式の際、臨席した伊吹小参事を胴上げ中に床に落とし、怪我を負わせた責任を問われた。

134 明治3年12月 日 長友新より関寛宛
(関116)

寛

短刀 一腰

但掛付ニテ袋入

徳島御藩 関寛齋殿へ

右は一昨辰年藩兵出軍之節手負之者等療養方之儀ニ付厚御引請御世話被診ニ付、籠末之品ニ候へ共、云々宜御伝達可被下候、以上

午十二月 島津従四位使 長友新

135 明治4年1月 日 徳島藩庁より関寛宛
(関118)

関寛

謹慎指免候事

辛未正月

徳島藩庁

(注) 徳島藩庁は関寛に100日の謹慎を命じたが、4年1月15日兵部省より関寛の出仕要望あり、藩庁は慌てて謹慎を解き、関寛を引き

留めようとした。

136 明治4年3月 日 徳島藩庁より関寛宛
(関119)

関寛

学校二等教授申付候事

分課医学

辛未三月

徳島藩庁

137 明治4年5月25日 町田景慶より関寛宛
(関8)

華翰拜誦、愈々御皆々勝御奉職珍賀不斜候、出軍中御配慮之御礼迄籠末之刀被進候、早速御請ニ相成御礼之儀委曲承知云々々々

辛未五月廿五日

佐土原藩 町田景慶

関寛君 机下

二伸 三浦十郎⁽¹⁾ハ普国へ留学、富田源右衛門ハ藩地ニテ銃創療養、全快ニ御座候

(1) 三浦十郎 奥羽出張病院に於て治療を受ける。日本医史学雑誌第66巻第4号 関寛齋関連文書(1)(414頁)に記載。

138 明治4年5月26日 某氏より関寛齋宛
(関7)

沢文仲、山内宗春、大和田意仙三名よりよろしく被申上候

沢氏も過日同時に御用召ニて第二等之褒賞頂戴、且同人と山内宗春ハ一大区中医生取締被仰付候、意仙ハ当春病院附属囚獄掛⁽¹⁾被仰付勉強罷在候、殊に意仙ハ事件後ハ大ニ時を得、当時平の医生中ニてハ第一之流行致居候、是偏ニ尊師父之御蔭故と寸暇も忘却不仕、不絶御噂申上居候、草野氏⁽²⁾ハ昨年冬タイホイド⁽³⁾ニて死去之由、誠に愁傷之事ニ御座候、同人ハ大ひに人望を得、岩城より二本松辺迄声価轟せし噂ニ承り候、実に可惜事ニ御座候、沢氏之嫡子幸歳⁽⁴⁾儀ハ肺結核ニて生路無覚束模様御座候、是も此節ハ余程原生も出来の由なれとも老少不定無抛次第ニ候也

五月廿六日

- (1) 囚獄掛^{しゅうごくがかり} 本職制は明治2年7月より3年7月まで存在した。本書簡によれば草野得柄は昨年（明治3年）冬腸チフスにより死亡したので年代に齟齬がある。これは囚獄掛の名称が廃止されたことを知らなかったと思われる。
- (2) 草野氏 草野得柄のこと。No. 126（関78）[関寛齋関連文書（4）]によれば明治3年3月15日付草野得柄・大和田意仙より関寛齋宛ての書簡があり、この時草野得柄は生存していた。
- (3) タイホイド 腸チフスのこと。
- (4) 幸蔵 澤弘造の別称か。
- (注) 本書簡後尾が欠損しているが、篠田本庵が関寛齋に宛てたと推察される。

139 明治4年10月 日 徳島県庁より関寛宛
(関120)

関寛

治療所老等医員申付候事

辛未十月 徳島県庁⁽¹⁾

- (1) 明治4年7月14日に廃藩置県が施行され、徳島藩庁は県庁となった。

140 明治4年10月 日 徳島県庁より関寛宛
(関121)

関寛

暫相勤苦勞存候事

辛未十月 徳島県庁

141 明治4年12月8日 兵部省より関寛宛
(関122)

名東県⁽¹⁾ 関寛

拾老等⁽²⁾ 出仕申付候事

海軍病院分課

辛未十二月八日 兵部省

- (1) 名東県^{みょうとう} 阿波国、讃岐国、淡路国を範囲とした県で、明治4年11月15日より9年8月21日まで存続した。県庁は名東郡徳島に置かれた。

- (2) 11等 明治官制は1等から15等までであり、軍医科では8等軍医副が最低で、それ以下はない。即ち医師としての採用ではないと思われる。奥羽出張病院頭取として功績を挙げた関寛齋に対する待遇とは思えない。本件に就いては付記にて考察を加えた。

142 明治4年12月 日 海軍病院より関寛宛
(関123)

関寛

水兵本部出張医局分課申付候事

辛未十二月 海軍病院

143 明治4年 月 日 関寛の除梅院設立建言書下書き
(関137)

方今、病院官拳アリテヨリ以来疾病ニ苦ム者其ノ沢ヲ蒙ル事筆スヘカラス、其疾苦ヲ概見スルニ梅毒性ノ諸患十中七八ニ居ル、其他都鄙ニテ梅毒ニ生涯ヲ誤ル者少カラス、其毒ニ罹ルヤ不具或ハ廢人トナルハ云フモサラ也、甚キハ其害子孫ニ及フ、実ニ可恐ノ一癘毒タル事、人々固ヨリ能ク知ル所ニシテ其一因ヨリ生スル事モ亦?々タリ、其因ヲ知リテ不除只伝染后ノ毒ノミヲ攻ムルハ所謂濟生ノ本旨ニアラス、依テ悉ク其因ヲ尽ス事能サルモ、力所及除毒ノ法ヲ設テ之ヲ未病ニ医スルニ如カス、既ニ聞ク西洋各国ニハ除梅院アリテヨリ漸々其毒ヲ減スト、今ヤ医律大挙ノ際ニ在テ除毒院ノ官拳ナキハ^{ニキトドカス}隔靴搔痒ノ遺憾ナキニシモアラス、依テ先ツ都下ヨリシテ除毒ノ法ヲ設ケ、夫ヨリ諸鎮台、諸県各港、其他遊廓ノ箇所ニ遺漏ナク一定ノ則ヲ推シテ頒布セハ漸ヲ追テ減却シ終ニ一掃ノ境ニ至ラン乎、○吉原、新宿、品川、先ツ仮リニ左ノ如ク都下ニ於テ其法ヲ設クルカ如キハ爰ニ略ス、右三地ニ仮リニ一病院ヲ設ケ且ツ別ニ商妓ノ陰門検査所一局ヲ置ク、梅毒アラハ直ニ病室ニ入レ門外ニ出ルヲ禁シ、親ク加療シ全癒ノ后検査ヲ経テ初テ婦ル事ヲ許ス、但シ三地ニ於テ各院長官一名ヲ置キ支権ヲ握ラシメ、病人ノ多寡ニ応シ出張病院ノ例ヲ照シテ官員ヲ置キ、別ニ三地病院ヲ総括スルノ全権ヲ握ルノ一名ヲ置キ、兼テ東校⁽¹⁾ノ所轄ニ婦シ能ク衆議ヲ聴キ、且ツ三地共檢

査ノ時ハ必ス出テ親ク其分ヲ尽シ、婦女ノ忍ヒサル情ヲシテ能ク其所ヲ得セシム、治療ノ事ニ於テモ同ク支権医ノ職掌ヲ扶ケ三地共其轍ヲ一ニス、右費用ハ初メ官ヨリ出ルト雖、法ヲ設ケテ一妓ニ付毎月幾許ノ税ヲ出サシメハ追々官費ヲ求メ(ズ)シテ足ルニ至ル、商妓モ毒ヲ残サス客ヲ伝染ヲ恐ルノ慮ナキ時ハ、商妓ノ価ハ今ヨリ幾許ノ高価ニ可然、依テ妓楼ハ年期丈為勤、商妓ハ無恙ノ体ヲ得テ我家ニ歸ル事ヲ得、遊客ハ梅毒ヲ伝染スル患ナク三方無事ノ良方ト相成ル事、密妓アル時ハ三地ノ妓楼ヨリ除梅院へ訴ル事ヲ許シ、法ニ由テ敵ニ制スヘシ、然ラ(ズ)シテ密妓アル時ハ、三地ノ検査無益ニ流ルニ至ル

○今斯ク内ニハ名医雲集アリ、外ニハ英医ニウトン氏⁽²⁾、米医セジウキキ氏等ノ建言アリ、○既ニ近クハ横濱千住ノ一局地除梅院アリテ粗其益ヲ得ル事アリ、必ス大挙ナクンハアルベカラス、願クハ活眼ノ有志此挙ヲ促スコト一日ノ速ナルハ尚一日ノ益タラン乎

(注) 以上の文章には多くの削除、加筆があるが、この文章を以下の海軍病院用箋に書き改めている。これには加筆、削除はない。

方今、病院官挙アリテヨリ以来疾病ニ苦ム者其沢ヲ蒙ル事筆スヘカラス、其疾苦ヲ概見スルニ梅毒性ノ諸患十中七八ニ居ル、其他都鄙ニ至ル迄梅毒ニ生涯ヲ誤ル者少カラス、其毒ニ罹ルヤ百戦ノ壮夫モ数日間ニシテ筋肉ヲ頓挫シ、尔后不具或ハ廢人トナリ、甚キハ其害子孫ニ及フ、実ニ可恐ノ一癘毒タル事人々固ヨリ能ク知ル所ニシテ其一因ヨリ生スル事照々タリ、其因ヲ知りテ不除只伝染后ノ毒ノミヲ攻ムルハ濟生ノ本旨ニアラス、依テ悉ク其因ヲ尽ス事能ワストモ、力所及除梅ノ法ヲ設テ之ヲ未病ニ医スルニ如カス、既ニ聞ク西洋各国ニハ除梅院アリテヨリ漸々其毒ヲ減スト、今ヤ医律大挙ノ際ニ在テ一官挙除梅^(マ)除^(マ)ナキハ一大欠典^(マ)ニ可有之乎、依テ先ツ都下ヨリシテ除梅ノ法ヲ官挙シ、夫ヨリ諸鎮台、諸県各港、其他遊郭ノ箇所ニ遺漏ナク一定ノ則ヲ推テ分布セハ漸ヲ追テ減却シ終ニ一掃ノ境ニ至ラン乎、依テ仮リニ左ノ如ク都下ニ於テ吉原、新宿、品川右三ヶ地ニ仮

リニ一病院ヲ設ケ、且ツ別ニ商妓ノ陰門検査所一局ヲ置ク、梅毒アラハ直ニ病室ニ入レ、門外ニ出ルヲ禁シ、親ク施療シ全癒ノ后、検査ヲ経テ初テ婦ルヲ許ス、但シ三地ニ於テ各院長官一名ヲ置テ、支権ヲ握ラシメ病人ノ多寡ニ応シ、出張病院ノ例ヲ照シテ官員ヲ置ク、別ニ三地病院ヲ総括スルノ全権ヲ握ルノ一名ヲ置キ、兼テ東校ノ所轄ニ歸シ、能ク衆議ヲ聴ク、且ツ三地共検査ノ時ハ必ス出テ親ク其分ヲ尽シ、婦女子ノ忍ビサル情ヲシテ能ク其所ヲ得シム、治療ノ事ニ於テモ同ク支権医ノ職掌ヲ扶ケ此ノ如クシテ三地共、其轍ヲ一ニス、右費用ハ初メ官ヨリ出ルト雖法ヲ設ケ、一妓ニ付毎月幾許ノ税ヲ出サシメハ、追々官費ヲ求メスシテ足ルニ至ル、而シテ密妓アル時ハ三地ノ妓楼ヨリ除梅院へ訴ル事ヲ許シ、法ニ由テ敵ニ制スベシ、然ラスシテ密妓アル時ハ三地ノ検査無益ニ流ル、ニ至ル、商妓モ毒ヲ残サス、客モ伝染ヲ恐ルノ慮ナキ時ハ商妓ノ価ハ今ヨリ幾許ノ高価ニテ可然、依テ妓楼ハ年期丈為勤、商妓ハ無恙ノ体ヲ得テ我家ニ歸ル事ヲ得、遊客ハ伝染ヲ患フルナク三方無事ノ良方ト相成事、今ヤ内ニハ東校、軍医寮、海軍病院等ニ於テ名医ノ卓見アリ、外ニハ英医ニウトン氏、米医セジウキキ氏等ノ建言アリ、近クハ横濱千住ノ一局地除梅院アリテ粗其益ヲ取ル事アリ、依テ逐時必ス官挙ナクンバアルベカラス、然レトモ斯ク日新開化ノ際ニ在テ此要路ヲ早く設ケザルハ遺憾ニ堪ザル至リ也、願クハ活眼ノ有志者此挙ヲ促セハ一日ノ速ナルハ尚一日ノ益多カラン乎

(海軍病院の用箋使用) (関寛斎自筆)

- (1) 東校 東京大学医学部の前身。明治4年7月より大学東校を単に東校と改称した。明治5年8月又改称して第1大学区医学校となる。
- (2) ニウトン氏 ニュートン氏。イギリス海軍軍医で性病科専門医。慶応3年9月来日。横浜にて初めて体系的な性病検診と治療に当たった。明治3年10月長崎に移り、性病病院を開いたが、丸山町等の遊女屋の反対に逢い、病院は閉鎖する。明治4年7月11日長崎にて没。享年42。(1830-1871)

144 明治4年 月 日 関寛の除^{ばい}黴院設立建言書 (関138)

当今強兵ヲ求ムルニ於テハ百戦ノ壯夫最必要ニ可有之乎、諺ニ云豪傑ハ色ヲ好ムト、古今万国通情ニシテ劇^{ばい}癩ノ砲火ニ向テ進行シ?? 罌ヲ乗取ル等ヲ好ムノ士ニ於テハ実ニ色ヲ好ム事常人ニ倍スル事数々見聞スル処ナリ、然ルニ右ノ壯夫ヲ数日間ニシテ筋肉ヲ頓挫スルニ至テハ黴毒ヨリ劇キハナシ、爾后引続キ不具或ハ廢人ト為シ其毒延テハ子孫ニ伝ヘ諸種ノ疾病ヲ為スニ至リ、漸次ニ多ク後年ニ及テハ幾層ノ繁蕪ニ及バン乎、既ニ聞ク西洋各国ニ於テ除黴院アリト、以来漸々其毒ヲ減スト、今ヤ皇国ニ於テ病院官擧アリト雖トモ除黴ノ制ナキハ、強兵ヲ求メ人員ヲ増スノ事ニ於テハ一欠典ニ可有之乎、先ツ都下ニ於テ仮リニ左之通御開ニ相成、吉原、新宿、品川右三ヶ所ニ於テ有来ノ寺院病院ト為シ、且ツ娼妓ノ陰門検査所一局ヲ備ヘ、黴毒アルニ於テハ直ニ病室ニ入レ法ヲ設テ門外ニ出ルヲ禁シ、親シク施療シ全癒ノ後検査ヲ經テ初テ我家ニ歸ル事ヲ許ス、但シ右三地ニ於テ各院ノ長員一名ヲ置テ支権ヲ握ラシメ、病人ノ多寡ニ応シ出張病院ノ例ヲ照シテ官員ヲ置ク、外ニ三ヶ所ヲ総括スルノ全権ヲ握ルノ一名ヲ置テ衆議ヲ聽テ其ノ根ヲ堅フシ、且ツ三所共検査ノ時ハ必ス出テ親ク其ノ分ヲ尽シ婦女子ノ忍ヒサル情ヲシテ能ク其ノ意ヲ解セシメ、治療ノ事件ニ於テモ同ク支権ヲ握ルノ職掌ヲ扶ケ、此ノ如クシテ三所其轍ヲ一ニス、右費用ハ初メ官ヨリ出テルト雖、法ヲ設テ一娼ニ付毎月幾許ノ税ヲ出サシメハ除黴院ノ費用ハ官費ヲ求メシテ足ルニ至ラン乎、此ノ如クシテ密ニ売娼アル時ハ三所ノ妓楼ヨリ除黴院ヘ訴ル事ヲ許シ、其旨ヲ以テ東京府ニ通シ、以テ其ノ密妓ヲ止ムル事ヲ得セシメハ、自ラ公然タル売娼ハ現ニ無毒ノ陰門ヲ男子ニ与フルニ至リ可申カ、密妓アル時ハ三所ノ検査無益ニ流レン、右ハ創業ノ初メ先ツ仮リニ御立置ニ相成、人情ノ忍ビサル事ニ順ヒ追々其欠ヲ補ヒ其繁冗ヲ去リ、之ニ加フルニ西洋各国既ニ行フル、則ヲ以テスル時ハ、都下三ヶ処遊廓粗其体制ヲ立ルニ及ンテ、然ル後諸県、諸鎮台、諸港其他遊郭ノ箇処ニ無遺漏一定ノ則ヲ以テ分布シ、都下ノ根原追々備ハリテ

漸々密ニ諸分局ニ及サバ一年ノ后ニ及テ粗其ノ半ヲ減シ、三年ノ久ニ至ラバ一掃ノ際ニ至ラン乎
本局并三所出張大略各官員

一、本局

全権一名

副役一名

付属二名

一、出張分局

支権医一名

当直医三名

薬局 三名

史生 一名

付属 一名

会計 一名

付属 一名

全権医官 是迄治療ノ名ヲ得且ツ誠實ニ其職ヲ守リ能ク衆人ノ情ヲ察スル者

同副医官 同上

分局支権医官

療則日進ヲ踏ミ能ク其職ヲ守ル者

○都鄙ニ於テ業ヲ開ク者或ハ諸校ニ於テ修行中ノ者

分局当直医官 本地ニ於テ治療ヲ施シ浮薄ナラサル者

陰門検査 一ヶ月ニ六度、一室を設ケ全権医一名、分局支権医一名、当直一名、史生一名ノ外ハ入ルヲ禁ス、但シ一ノ戸隙ヲ開キ娼ノ臍以下ヲ明ニ光線ニ当ラシメ面部初メ全体ヲ顕ハス⁽¹⁾、只何号ノ木札ヲ以テ表スル迄

会計并ニ付属 兼テ人名簿ニ基キ其号ヲ改メ戸外ニ在テ蔽ニ出納ヲ糾ス

検査済無毒ノ者ハ帰宅セシメ有毒ノ者ハ直ニ病院ニ送ル事

(関寛齋自筆)

(1) 顕ハス ここは顕ハサズであらう。

(注1) この建言書には宛名はないが東京府宛と思われる。

(注2) No. 143 (関137) の清書と思われる。

145 明治5年1月10日 蒔田鎌五郎より関寛宛
(関86)

芳墨本月六日到達拝読、倍々御家内様御安寧芽出度重齢被遊御坐恐悦至極奉賀候、下拙等も一統無異加年仕候間御安神被下候、然は客年中態々御尋越之節ハ粗茶一献も進し兼候、遺憾止ザル位イ、其節ハ見事重宝品大事ニ取扱、親類来客ヘ示シ居候、尤も自分ヨリも時宜伺出ベクヲ又早天ヨリ年賀之状被成下、夫ノミナラス肺患之義ニ付テハ撰養方ニ至ル御文ノ委細御注意被送下、尚以難有難承仕候、必ス海水之沐浴可致候、扱又主任科曰ク[去年患ヒタル講釈ニ／急性之肺炎](ヲサイ処ヲハグリ、コジランタリト)、真ノ肺病ト曰フ訳ニハ無之様申候間、従是能ク食料等ニ至ル迄、氣ヲ付保命可仕候、保命アリ再会相叶ヒ候モノナラバ臥テ遑々御深切可奉謝候、成丈此式三年ハ身体之心配計致し暮ス事ナルベシ、成程御説示之通り衰弱ト通りニ非ラザルナリ、因テ西漢両方ニ就キ自薬[硫酸鉄／硫土加里]トヤラ覚不詳丸薬毎日三粒ツ、[赤機那及／葡萄酒][医師ニ聞キ／自分剂]水薬毎日猪口三杯ツ、右撰養之タメ今冬致居候、乍去思之外勢ヲ増来リ候、女ノ氣も出、酒呑氣も出、時ニ寄り夜ノ十二時頃迄囲碁戦ヒ候事も有リシモ別ニ風も引カザル程ナリ、依テ十分ニ御安慮被成下度御礼申上候、御家内中様方へも宜敷委細御披露被成下度願上候、如何ナルコトカ九十九里不漁○米価近々居場売買ハ斗三円五・六十銭、只穀類之低価ノミ、外ノ品ハ少々ツ、気味合ヒ直上ケノ由ニ候、扱佐倉産之御仁大竹氏ト御申越之義ハ承服仕候間、其当り聞合セ相分リ次第御報知も可申上候、言伝も可仕候、未タ聞始メザルカ隣村ニ外山ト称ス医術家アリ、之レ之養子トナラレシハ佐倉佐藤氏之弟子ナル由ナルカ、一二度酒呑会タル迄ニテ別段交誼不仕故、其原因不糺知カ、之レヲ聞ク積リ、尠シナラバ茂原在ニ有之、然レトモ之レハ尠昨年亡命、年ハ四十年位鼻高色白ノ人ニ有之、手術ハ宜敷風説アリシナリ、後便ヲ埃□候、毎事筆不調法御判事可被下候、早々頓首

第一月十日十時 茂原郵便ニ渡ス

蒔田鎌五郎 印

関寛様 玉机下

146 明治5年1月20日 兵部省より関寛宛
(関124)

拾壹等出仕 関寛
依病氣願職務差免候事
壬申正月廿日 兵部省

(注) 関寛は東京府に除穢院設立建言書を提出したが却下され、目的を果たさず兵部省を辞職する。僅か44日の出仕であった。親友司馬^{しば}凌海^{りょうかい}の斡旋で山梨県立病院院長として1年間勤め、その間黴毒の蔓延防止に尽力した。その後家族が待つ徳島に帰り、町医者として絶大の信頼を得る。

147 明治 年4月2日 中原玄快より関寛齋宛
(関97)

弥御多祥奉賀候、さて追々御尋被下候処、所詮留守ニテ失敬仕申候、野拙も先返より一寸下阪仕一兩日前帰京仕、無是迄御尋可仕相考候得共取紛御無沙汰申上候、又いさゝか之品ニ候得共取帰候故差出申候、御笑留可被下候、他日万拜芝可申謝、勿々頓首

四月二日

(端裏書)

阿州 長州
関寛齋様 中原玄快⁽¹⁾
梧右 包相添

(1) 中原玄快 万延元年長崎に赴いた関寛齋と共にボンペに学んだ。

148 明治 年 月 日 関寛齋の提言
(関111・112)

強兵ヲ募リ国ヲ固フシ物産ヲ多クシ、国ヲ富スノ要務ハ人員増益ノ効ヨリ出ル所ナリ、今ヤ政体維新ノ時ニ方テ百事齊ク挙クルノ際ナリ、然ルニ兵士ハ勇ニ堪フル筋力弱ク、生徒ニ於テハ業ヲ全フ

スルノ精神脆ク、百工ニ於テハ□精神筋力足ラサル処アルカ如シ、西洋文明ノ国ニ於テハ医学ノ教偏ク拡及シ、嬰兒ノ生後ヨリ能ク衣食住共ニ養生ノ佐ヲ得、且ツ遊歩園ヲ開キ、或ハ運動術ノ如キ平常ヨリ健康ヲ保ツノ道届ラサル事ナシト、依テ精神筋力共ニ充実シテ能ク其勉勵動作ニ堪ルニ至ル、我国ニ於テ然ラス、僅ニ府下ニ於テハ病院アリト雖人口ノ比較ニ於テ遙ニ足ラス、医学校アリト雖、生徒少クシテ国内ニ足ラス、朝廷ニ於テ洋医ヲ召シ、且ツ病院ニ於テ療養ヲ施スニ因テ世人追々其益アル事ヲ知り、洋法ヲ学ブノ医ニ疾苦ヲ任セント欲スト雖、洋法ヲ学フノ医少シ、府下ニ於テモ然リ、況ヤ村野ニ於テハ漢法方医多ク、依テ衣食住ノ要用タル養生ヨリ疾苦ニ及テモ其ノ好ム所ノ洋医ノ療養ヲ受ルコト能ワザルノミナラズ、附子⁽¹⁾、巴豆⁽²⁾等ノ如キ攻劇ノ劑ニ為ニ苦メラル、事許多ナリ、此レ人員ヲ増スノ事ニ於テ一夫大欠典トモ可云シ乎、速ニ此要路ヲ開キ人命ノ健全ヲ汎ソ施スノ本旨ハ、当今日新ノ術ヲ学ヒタル医官ヲ偏ク東西ニ置クニアラズンハ能ワス、然ルニ今ヤ諸科ノ内微々タルハ医門ノ如キハ往日我国百技ノ内横文ヲ解シ西洋ノ法方ヲ主張スルノ矯矢タルハ予カ医学ナリ、然ルニ変シテ今ニ至ルヤ、其因三目アリ

一、誰カ青雲ノ志ナカラシヤ、医官ノ等級甚タ卑シ、故ニ立志ノ士初メ医門ニ入ルト雖、恃シテ后チ堂々タル上等ノ官員ニ居ル事此レ現ニ数多一、東木ノ論ノ如ク数小木モ東ネテ大木ノ力ニ比スベシ、今ノ医門ノ内分レテ数頭トナリ、共ニ競フ勢アルノミ、他門ヲ卓越スルノ権ナシ

一、速ニ成ルヲ望ムハ常情ナリ、医術タルヤ子科終リテ后七科ヲ経テ治則ヲ踏ミ治療練熟ノ境ニ至ル迄ノ期限ハ、兵学家航海家ノ速ニ成業ノ比ニアラス、此レ衆人ノ難ヲ出テ、易ニ入ルノ拠ナリ

（関寛齋自筆）

- (1) 附子 トリカブトの塊根を乾かした生薬。鎮痛薬として用いる。劇薬。
- (2) 巴豆 トウダイグサ科の植物。種子を絞って巴豆油とし、下剤として用いる。劇薬。

149 明治34年6月4日 田中光顕より小杉楹郵宛 (関135)

一、命乃洗濯^(ママ)⁽¹⁾ 式部

右著者、関寛ヨリ聖上・皇后両陛下へ献上願出候趣ヲ以テ伝献被致候ニ付、御前へ差上候条、此段申入候也

明治三十四年六月四日

宮内大臣子爵 田中光顕⁽²⁾

東京美術学校 教授 小杉楹郵殿⁽³⁾

- (1) 命之洗濯 明治34年関寛は『命之洗濯』を出版した。その後39年喜寿を記念して『命の鍛錬』、『養生心得』を加えて再版、明治43年には3版が出ている。
- (2) 田中光顕 幕末・明治期の軍人・政治家。天保14年四国土佐藩士家に生まれる。幕末・明治維新に活躍。明治4年岩倉遣外使節団に参加。14年陸軍少将。24年に宮中顧問官に転じ、宮内次官を経て、31年2月宮内相に就任。以後42年迄官相を務め、宮庭政治家としての勢力を確立した。伯爵。昭和14年没。享年97。（1843-1939）
- (3) 小杉楹郵 明治期の国文学・国史学者、歌人。天保5年四国阿波に生まれる。文部省に出仕し、明治15年東京大学古典講習科講師、東京美術学校教授歴任。43年没。享年77。（1834-1910）

〔参考文献〕

- 東京大学史料編纂所編。読史備要。(株)講談社：1978
- 朝日新聞社編。朝日本歴史人物事典。朝日新聞社：1994
- 北海道陸別町関寛齋翁顕彰会編。関寛齋 奥羽出張病院日記。陸別町教育委員会：2016年3月1日発行。
- 戸石四郎著。関寛齋 最後の蘭医。三省堂選書：1982年8月30日発行。
- 合田一道著。評伝関寛齋。藤原書店：2020年6月10日発行。

付記

- 明治4年12月関寛齋の兵部省出仕に就いて。関寛齋の兵部省出仕に関しては不可解な点が2

つある。①兵部省が関寛齋の出仕を徳島県に打診し、その辞令が下りる迄凡そ1ヶ年懸かっている。徳島県の書簡を見ると関寛齋を慰留(妨害?)しているが、兵部省が長期間辞令を留保しているのは不思議である。②関寛齋に対する兵部省の待遇が、下から4番目の11等と不当に低い。規則では軍医は8等以上の待遇であるので、関寛齋は軍医として採用されたものではない。この2つを考えると、この異動は兵部省が意図したものではなく、謹慎中の関寛齋自身が兵部省に出仕を依頼したと思われる。兵部省が扱いかねている処に、この年8月に松本順(良順)が軍医頭ぐんいのかみに就任したことに伴い、関寛齋は松本順に直接頼み込んで、漸く出仕出来たと考えられる。関寛齋の上京出仕の目的は東京府に除穢(梅)院設立建言書を提出することにあった。それが却下されると辞職した。僅か44日の出仕であった。

○ 奥羽戦争に於ける傷病兵治療に就いて。

慶応4年閏4月より新政府軍は3方面より奥羽越列藩同盟軍を攻撃した。太平洋岸にある平潟より攻め込んだ「平潟口」、主戦場である奥羽街道にある白河城を攻めた「白河口」と越後長岡・新潟を攻めた「北越口」の戦いである。「平潟口」の傷病兵治療に就いては関寛齋が『奥羽出張病院日記』に詳しく書き記しているが、外の二つの口に就いて簡単に記す。

「白河口」の様子は佐倉藩の藩医佐藤進・倉次元意が佐藤尚中に宛てた書簡で知ることが出来る(『順天堂史・上巻』1028-1033頁)(『順天堂の系譜』185-189頁)。新政府は佐倉藩を通じ蘭方外科医の第一人者佐藤尚中に出陣を依頼した。佐藤尚中は出陣したが、途中で引き返し養子の佐藤進と門人の倉次元意に白河口に向かわせた。7月8日、16日付けの佐藤進・倉次元意の書簡によると、7月5日白河に到着、第2病院として佐藤進・倉次元意と会計世話人平田九十郎が宿屋にて診療することになった(第1病院には薩摩藩医約6名)。傷病兵治療に就いては慶応4年1月の鳥羽・伏見の戦いで負傷した会津藩士を佐藤尚中・進が江戸会津藩邸に行った。この銃創治療経験により佐藤進

の治療は信頼され好評を得た。その運営経費に就いて倉次元意の書簡によれば、100両を持参したが不足した為200両佐倉藩より支出願いたい。江戸薩摩藩邸に持参すれば当方に届く。しかしそれが無理であれば当地より直接総督府に借用を依頼し、その返済は藩より新政府に上納して頂きたいと云うものであった。病院費用調達に就いて関寛齋の奥羽出張病院と全く異なるのは、関寛齋の任命は総督府より直接のもので、佐藤進の任命は佐倉藩によるものと思われる。白河城の攻防は、平潟口よりの上陸軍が磐城平城を7月13日攻め落としたことにより、奥羽同盟軍は仙台方面に退却した。佐藤進等は総督府の移動に従い会津若松まで従軍し終戦を見届けて佐倉に帰国した。

「北越口」に於ける傷病兵治療に就いてはウィリアム ウィリスの母国イギリスに宛てた書簡がある(大山瑞代訳、吉良芳恵解説『幕末維新を駆け抜けた英国人医師—甦る「ウィリアム・ウィリス文書」—』375-402頁)。ウィリスは文久2年イギリス公使館外交官並びに医官として来日した。慶応4年6月以降新政府の要請で横浜軍陣病院にて上野彰義隊戦争や引き続き奥羽戦争の傷病兵治療に当たった。7月20日横浜軍陣病院閉鎖により東京大病院へ移動、治療に当たった。8月20日より11月15日まで(西暦記載を和暦に変換)「北越口」の戦いでの傷病兵治療の為、越前高田・柏崎・新潟・新発田に行き、寺院で療養していた190人余りの人達へ治療を施し、重傷者を除き柏崎に集め療養させるよう指図した(この時病院の頭取は長州藩医赤川玄樸)。ウィリスは更に会津若松に赴き、殆ど新政府の医師が治療しない(少数の治療例あり)奥羽越列藩同盟軍の傷病兵の治療を行った。彼の別な書簡では新政府の傷病者約900人、会津藩の傷病者約700人を治療したと記している。これは来日以来治療を施した人達の総数であろう。鳥羽・伏見の戦いでは両軍の負傷者を治療している。以上ウィリスの書簡を見ると「北越口」の戦いには優れた日本人外科医は派遣されていないようで、ウィリスは見るに見かねて自分から申し出て「北越口」に赴いているようである(戊辰戦争の実態を自分の目で見ようとの狙い

もあったと思う)。この期間のウイリスの行動は上司のサー・ハリー・パークス総領事の許可を得ているとあるので、恐らく副領事の身分のまゝ、即ち新政府の雇用ではなく治療に当たっているようである。

このように「白河口」、「北越口」に於ける傷病兵の治療費用は、従来の通り各藩の負担となっているが、「平潟口」の奥羽出張病院は全額新政府の負担となっている。慶応4年6月当時軍事のトップである大村益次郎は既に廃藩置県と中央集権国家の国軍創設を目論み、「奥羽出張病院」の創設で実行に移した。これは特筆すべき事柄であると思われる。本稿に於いて関寛齋と総督府参謀との間に病院運営費用問題で葛藤がみられるが、それを

大村益次郎は関寛齋の能力を高く評価し、押し切って奥羽出張病院を平大病院に昇格させた。これは東京大病院（幕府の医学所と横浜軍陣病院を統合したもので、東京下谷和泉橋藤堂邸に置き、管轄は後の文部省で、東京大学の前身）と比肩させる意図があったと思われる。

○ 関文書の会会員

酒井シヅ、岩崎鐵志、安倍晶子、川本いつ子、齋藤美栄子、斉藤陽子、佐藤ミホ子、神内國榮、須永 忠、増渕和代、林 纈治、渡邊富士雄
以上12名

（終）